

答申第 1 4 9 号

(諮問第 1 6 4 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 5 月 30 日付けで行った保有個人情報部分開示決定処分については、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 16 日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇〇月〇日～〇〇月〇日に対して睡眠薬 90 粒を飲み自殺をした。その内容で保健師が来ました。その時の初動内容そして保健師のその日の〇〇月〇日と〇〇月〇日の日報開示を求めます。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 7 号に掲げる情報が記録されているとして、部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）を行い、令和 6 年 5 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

なお、本件部分開示決定処分における不開示部分及び不開示とした理由は別表 1 のとおりである。

- (1) 精神緊急対応経過記録（R〇．〇〇．〇）
- (2) VIII相談指導記録（R〇．〇〇．〇）
- (3) 精神保健相談カード（電話用）（R〇．〇〇．〇、R〇．〇〇．〇）

3 審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定処分について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 6 月 25 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定処分を取り消し、全て開示するように求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

令和〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇日にかけて大量の睡眠薬を飲み身体がハイな状態で病院にも連れて行ってもらえず死の淵をさまよっていた。元に戻ったのがそれから4日後であったため、その間なにがあったのかを知りたい。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

(1) 本件開示請求対象個人情報に係る事務事業の概要

ア 精神保健福祉相談について

保健所では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第47条に基づき、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、これらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、必要に応じてその精神障害者の状態に応じた適切な医療施設を紹介している。具体的には、患者本人や家族からの相談、関係機関からの情報提供があった場合には、対象者の居宅を訪問するなどして、医療機関の受診勧奨、生活指導、社会復帰の援助等を行っている。

イ 措置入院業務について

保健所では、精神保健福祉法第27条第1項に基づき、同法第22条から第26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について、必要に応じて精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察を受けさせている。また、同法第22条から第26条までの規定による申請、通報又は届出のない場合においても、入院させなければ自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると明らかである者については、同条第2項に基づき、指定医の診察を受けさせることができることとされている。

さらに、指定医の診察の結果、診察を受けた者が精神障害者であり、入院させなければ自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、知事は、同法第29条第1項に基づき指定病院に入院させることができるとされている。

(2) 本件開示請求に対し特定した公文書の内容、作成した者等について

対象公文書のうち「精神緊急対応経過記録」は、開示請求者に係る精神保健福祉法第23条に基づく警察官からの通報へのこれまでの対応及び開示請求者からの電話相談内容を踏まえ、保健所の担当保健師が、精神緊急対応を行った記録である。「Ⅷ相談指導記録」は、保健所の担当保健師が、精神障害者及び精神保健に

課題を抱える者等の個別支援を継続的に行うため、対象者毎の記録を整理保管しているもののうち、本件開示請求の対象となる記録を特定したものである。「精神保健相談カード（電話用）」は、保健所の担当保健師が、開示請求者に係る電話相談を行った記録である。

2 本件対象公文書の不開示情報該当性判断について

(1) 法第 78 条第 1 項第 1 号該当性について

本件対象公文書の「精神保健相談カード（電話用）」のうち、「受付日」欄が「令和〇年〇〇月〇日（〇：〇〇）」、「令和〇年〇〇月〇日（〇：〇〇～〇：〇〇）」及び「令和〇年〇〇月〇日（〇〇：〇〇）」の「相談の概要」については、開示請求者自身の発言であるが、自殺企図時の具体的な状況を相談したものであり、これを開示することが引き金となり同様の行為を繰り返すという可能性は排除できないため、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報と判断し、法第 78 条第 1 項第 1 号の規定により不開示とした。

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 本件対象公文書の「精神緊急対応経過記録」の内容の一部（担当・備考欄氏名）及び回議先及び合議先の一部について

大分県個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 32 号。以下「施行条例」という。）第 4 条の規定により、公務員氏名は原則公開とされるが、自殺企図した開示請求者の危険を回避するため対応したものであり、一連の対応を行った職員に対して不信感や誤解が生じ、記載内容の真偽や詳細等を確認しようと、業務に支障を及ぼすような行為が行われ、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

イ 本件対象公文書の「精神緊急対応経過記録」の内容の一部（電話対応内容、面接状況、保健所判断、協議事項）について

個人の評価に関する情報であって、開示を前提として作成しなければならないとなると、率直かつ詳細に記載することを躊躇するようになると考えられ、その結果、適切な評価、判断が困難となり、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、開示請求者に知られないことを前提で作成しているため、これらを開示すると開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上から、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

ウ 本件対象公文書の「Ⅷ相談指導記録」の「ケースの状況」の一部（訪問面接時等の状況、・電話連絡等、関係機関等との連携に関する情報（相手、協議・連携等の内容））、「判断」、「支援内容」の一部及び「評価及び今後の方針等」の欄について

個人の評価に関する情報であって、開示を前提として作成しなければならない

いとなると、率直かつ詳細に記載することを躊躇するようになると考えられ、その結果、適切な評価、判断が困難となり、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、開示請求者に知られないことを前提に作成しているため、これらを開示すると開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上から、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

エ 本件対象公文書の「精神保健相談カード（電話用）」の記入者欄、回覧欄の一部及び受理者の氏名について

施行条例第 4 条の規定により、公務員氏名は原則公開とされるが、自殺企図した開示請求者の危険を回避するため対応したものであり、一連の対応を行った職員に対して不信感や誤解が生じ、記載内容の真偽や詳細等を確認しようと、業務に支障を及ぼすような行為が行われ、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

オ 本件対象公文書の「精神保健相談カード（電話用）」のうち、「受付日」欄が「令和〇年〇〇月〇日（〇：〇〇）」の相談者の住所、氏名、続柄（本人除く）について開示請求者以外の相談者に関する情報であって、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、措置入院業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

カ 本件対象公文書の「精神保健相談カード（電話用）」の相談内容の区分、相談の概要、処理、処理の概要、運営報告区分及び再掲について

個人の評価に関する情報であって、開示を前提として作成しなければならないとなると、率直かつ詳細に記載することを躊躇するようになると考えられ、その結果、適切な評価、判断が困難となり、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、開示請求者に知られないことを前提に作成しているため、これらを開示すると開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。ここでいう個人の評価とは、将来、保健所が審査請求人に対して精神保健福祉法第 27 条第 1 項及び第 2 項に基づき指定医の診察を受けさせる必要があるかどうかの判断や対応方針を決定する必要性が生じた際の判断材料とするものであるため、職員は審査請求人の状況等を率直かつ詳細に記録を残す必要があり、審査請求人の反応等を考慮して記載を簡略化する等の対応は回避しなければならない。

また、当該箇所のうち本人の発言に関する部分は、審査請求人に知られないことを前提として、審査請求人からの相談等の概要をまとめたものであり、審査請求人や相談内容に対しての所感も含まれることから、これらを開示すると審査請求人と内容等に関する認識の相違や誤解を招き、信頼関係を損なうおそれがあり、文書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定される。

さらに、当該箇所のうち審査請求人以外の相談者及び関係者との連絡に関する

る部分については、開示を前提としていない審査請求人以外からの相談に関する情報であって、関係者等との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなることにより、措置入院業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある。

以上から、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

令和〇年〇〇月〇日[〇時〇〇分]、令和〇年〇〇月〇日[〇時〇〇分～〇時]及び[〇〇時〇〇分]に西武保健所（西部保健所）に電話をした内容について、職員が返答した内容は不要であるが、私が発言した内容だけで良いので開示して欲しい。

第 6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 精神保健福祉に関する業務について

精神保健福祉法第 23 条は「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

精神保健福祉法第 27 条第 1 項は、「都道府県知事は、第 22 条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定し、同条第 2 項は、「都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第 22 条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。」と規定している。

精神保健福祉法第 29 条は、「都道府県知事は、第 27 条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と規定している。

精神保健福祉法第 47 条第 1 項は、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第 1 項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。」と規定しており、同条第 2 項は、

「都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。」と規定している。

2 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、次のとおりである。

(1) 精神緊急対応経過記録

審査請求人からの電話を受け、実施機関の職員が精神緊急対応を行った内容について記録したものである。

(2) VIII相談指導記録

審査請求人を対象とした相談指導の内容を実施機関の職員が記録したものである。

(3) 精神保健相談カード（電話用）

審査請求人を対象とした電話による相談対応の内容を実施機関の職員が記録したものである。

3 本件対象公文書の不開示情報該当性について

(1) 法第78条第1項第1号該当性について

法第78条第1項第1号は、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を、不開示とすることを定めている。個人情報保護委員会事務局が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）によると、開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、例えば、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合等、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報となるとのことである。

実施機関は、本件対象公文書には、審査請求人が自殺を企図した際の具体的な状況が記録されており、これを開示することが引き金となり同様の行為を繰り返すという可能性が排除できないということから、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると主張している。

当該不開示部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、審査請求人が発言した自殺企図時の行動や心境等の具体的な様子が記載されていることが認められた。

通常、本人が発言した内容については、本人が既に知り得ている情報であり、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるため開示するものであるが、実施機関によると、自殺未遂の既往は、再度の自殺の最も明確な危険因子であるという国等が示す一般的な見解に基づき本件該当部分を不開示としたとのことである。

しかし、上記の実施機関の考えはあくまで一般的な考えに過ぎず、それをもって審査請求人の発言内容を開示することにより再度の自殺を引き起こす蓋然性があるとまでは言えない。

法に基づく開示請求権は、個人情報に係る個人の権利利益を保護するために認められた権利であり、本人が明確な意思に基づき自らの個人情報の開示を求めている場合に、本人の生命、健康、生活又は財産を害するとの理由に基づいて開示を拒むことには極めて慎重でなければならず、本人に係る何らかの具体的事実に基づいて判断しなければならないが、審査請求人が本件の相談をした日から本件処分時までおよそ3年間経過していることからすると、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとする具体的な事実があるとまでは言えず、実施機関の主張は採用することはできない。

よって、法第78条第1項第1号に該当するとはいえない。

しかし、実施機関は、当該不開示部分について、同項第7号にも該当するとの主張をしているため、その該当性については後述する。

(2) 法第78条第1項第7号該当性について

法第78条第1項第7号は、「地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」を、不開示とすることを定めている。事務対応ガイドによると、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することとされている。

実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした情報は、「精神緊急対応経過記録」の「回覧」「内容」「担当・備考」欄に記載された情報、「Ⅷ相談指導記録」の「ケースの状況」「判断」「支援内容」「評価及び今後の方針等」欄に記載された情報、「精神保健相談カード（電話用）」の「回覧」「受理者」「相談者」「相談内容区分」「相談の概要」「処理」「処理の概要」「運営報告区分」欄に記載された情報である。そこで、以下、法第78条第1項第7号該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア 当審査会において、「精神緊急対応経過記録」の「回覧」「担当・備考」欄及び「精神保健相談カード（電話用）」の「回覧」「受理者」欄を見分したところ、職員の氏名、印影が記載されていることが認められた。

これらの情報を開示した場合、職員の対応に対する不満から、職員に対する不信感や誤解が生じ、記載内容の詳細等を確認するため、当該職員に電話や訪問をするなど日常業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあることは否定できず、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

よって、法第78条第1項第7号に該当する。

イ 当審査会において、「精神緊急対応経過記録」の「内容」欄及び「Ⅷ相談指導記録」の「ケースの状況」「判断」「支援内容」「評価及び今後の方針等」欄を見分したところ、審査請求人の自宅を訪問した際の状況における客観的な事実経過だけでなく、職員の所見を含めた詳細な対応経過や実施機関の判断、関係機関の対応について記載されていることが認められた。

実施機関によると、これらの情報を基に個人の評価や今後の対応等を適切に判断するものとのことであるが、記載内容は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定されるため、開示することが前提となれば、本人の反応を考慮して、記載を簡略化したり所見等をありのままに記載することを躊躇するなど、内容の形骸化が危惧されるため、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

よって、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

ウ 当審査会において、「精神保健相談カード（電話用）」のうち「受付日」欄が令和〇年〇〇月〇日（〇：〇〇）の「相談者」欄を見分したところ、本人以外の相談者の氏名、住所、続柄が記載されていることが認められた。これらの情報は、開示することにより本人以外の特定の個人を識別することができるため、当該相談者との信頼関係が損なわれ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

よって、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

エ 当審査会において、「精神保健相談カード（電話用）」の「相談内容区分」「相談の概要」「処理」「処理の概要」「運営報告区分」欄を見分したところ、審査請求人の発言内容、職員の所感、関係機関との事務連絡内容、今後の対応の方向性が記載されていることが認められた。

実施機関によると、将来、指定医の診察を受けさせる必要があるかどうかの判断や対応方針を決定する必要性が生じた際に、精神保健相談カード（電話用）等の記載内容が判断材料のひとつになるとのことであるが、本人の認識や意に沿わない情報が記載されることもあり、開示することが前提となれば、本人の反応を考慮して、記載を簡略化したり所見等をありのままに記載することを躊躇するなど、内容の形骸化が危惧され、また、これらを開示すると、記載内容の詳細等を確認しようと電話や訪問をするなど、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められる。

さらに、他の関係機関との事務連絡内容について開示するとなると、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の業務においても協力を得られなくなるおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

よって、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月11日	諮 問
令和6年10月2日	事案審議（令和6年度第6回審査会）
令和6年10月30日	事案審議（令和6年度第7回審査会）
令和6年11月27日	事案審議（令和6年度第8回審査会）
令和7年5月28日	事案審議（令和7年度第2回審査会）
令和7年6月25日	答申決定（令和7年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	R7. 3. 31 退任
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	R7. 4. 1 就任
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	

(別表1)

開示請求内容	公文書の件名	開示決定の内容	不開示の情報等	開示しない理由
令和〇年〇〇月〇日～〇〇月〇日に対して睡眠薬90粒を飲み自殺をした。その内容で保健師が来ました。その時の初動内容として保健師のその日の〇〇月〇日と〇〇月〇日の日報開示を求めます。	① 精神緊急対応経過記録 (R〇.〇〇.〇)	部分開示	・内容の一部 (電話対応内容、面接状況、保健所判断、協議事項、担当・備考欄氏名) ・回議先及び合議先の一部	・個人情報保護法第78条第1項第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)
	② VIII相談指導記録 (R〇.〇〇.〇)	部分開示	・「ケースの状況」の一部 (訪問面接時等の状況、・電話連絡等、関係機関等との連携に関する情報(相手、協議・連携等の内容)) ・「判断」 ・「支援内容」の一部 ・「評価及び今後の方針等」の欄	・個人情報保護法第78条第1項第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)
	③ 精神保健相談カード (電話用) (R〇.〇〇.〇、R〇.〇〇.〇)	部分開示	・記入者欄 ・回覧欄の一部 ・受理者の氏名 ・相談者の住所、氏名、続柄(本人除く) ・相談内容の区分 ・相談の概要の一部 ・処理 ・処理の概要 ・運営報告区分、再掲	・個人情報保護法第78条第1項第1号(開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害する恐れがある情報) ・個人情報保護法第78条第1項第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)